

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和5年2月28日

善通寺市監査委員 楡田真作

善通寺市監査委員 林野忠弘

令和4年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課、政策課、総務課、 デジタル推進室、防災管理課
市民生活部	市民課、税務課、人権課、債権管理課
保健福祉部	保健課、社会福祉課、子ども課、高齢者課
産業振興部	農林課、商工観光課、営業課
都市整備部	土木都市計画課、建築住宅課、下水道課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

3 監査の期間

令和5年1月30日（月）から同年2月7日（火）まで

4 監査の方法

今回の定期監査は、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに善通寺市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査について、議員のうちから選出された金崎大和監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

個別指摘事項

(秘書課)

公平委員会及び固定資産評価審査委員会への併任辞令について

人事異動における職員に交付する辞令については、善通寺市職員人事発令書式規程（昭和 54 年 3 月 1 日規程第 3 号）に従って作成されている。

公平委員会及び固定資産評価審査委員会への異動辞令中、発令事項にそれぞれ「事務局書記に併任する」と記載されている。しかしながら、公平委員会は運営規則において「委員会に事務職員を置く」と規定、固定資産評価審査委員会は条例において「委員会に書記 2 名を置く」と規定されており、両委員会ともに事務局の設置は関係例規に規定されていない。このようなことから、辞令作成の際にはそれぞれの例規に基づき発令されたい。

(政策課)

① 土木都市計画課所管の附属機関について

土木都市計画課の附属機関である「住居表示審議会」は、善通寺市住居表示審議会条例（昭和 54 年 6 月 13 日条例第 14 号）において設置が規定されている。しかし、事務分

掌規則（平成2年12月26日規則第21号）別表中では「住宅表示審査会に関すること。」となっている。このようなことから、事務分掌規則別表の表記を条例に従い「住居表示審議会に関すること。」に改められたい。

② 行政機構図について

本市の行政機構図は、市ホームページの政策課お知らせ欄に「善通寺市行政機構図（2022年4月1日更新）」として掲載されており、同行政機構図中、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の中に事務局が明記されている。しかし、両委員会ともに事務局の設置は関係例規に規定されていないことから、事務局記載部分を削除するなど是正されたい。

（保健課）

保健課所管の委員会について

保健課所管の「胃がん検診精度管理委員会」の委員については、令和4年度当初予算に報酬として240,000円計上し、32,300円支出している。

附属機関の委員等には条例の定めるところに従って報酬が支給されるものであるが、同委員会は設置条例が制定されていない。このようなことから、附属機関であるなら地方自治法第138条の4及び202条の3に基づき条例を制定するとともに、善通寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例（昭和40年3月29日条例第13号）別表を改正されたい。

また、予算要求の際には歳出執行科目についてもご留意いただきたい。